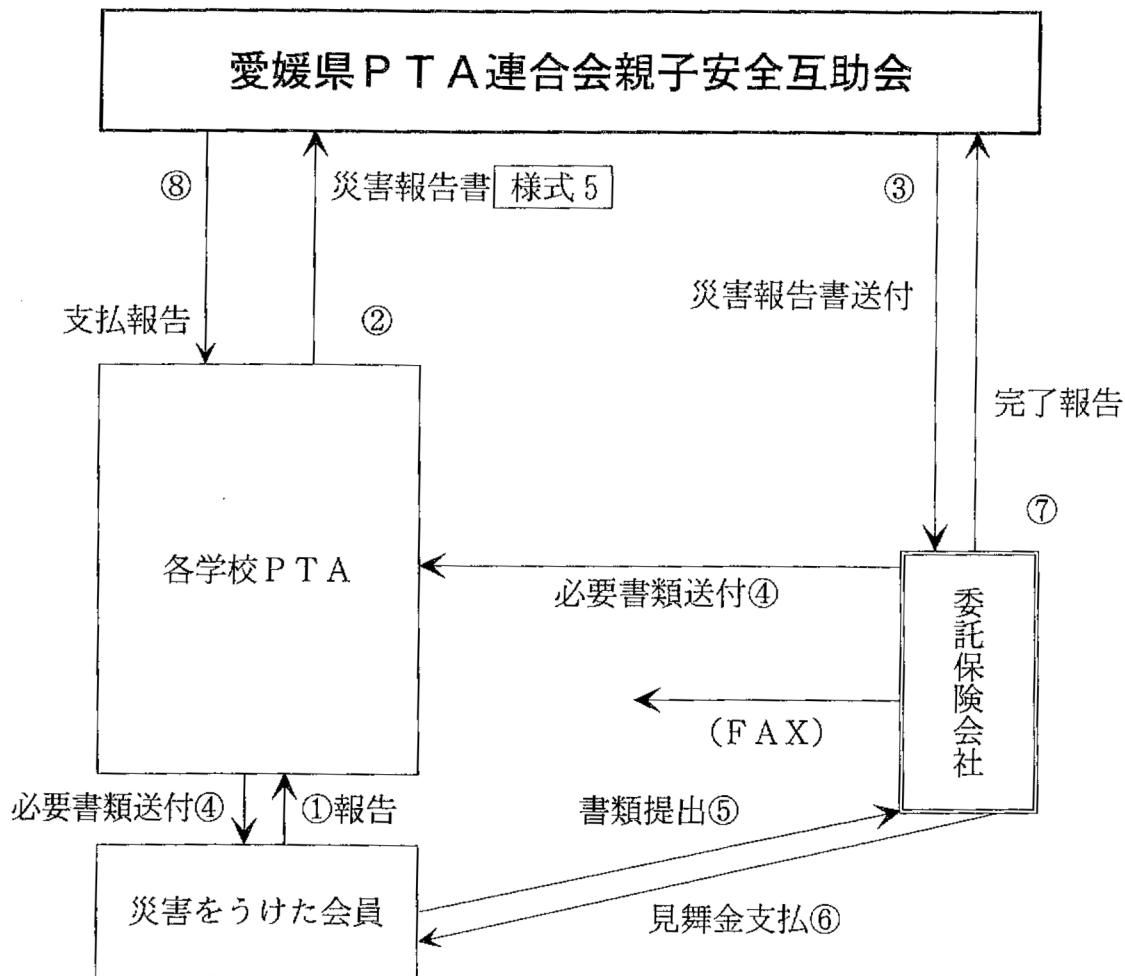


## 7 見舞金等請求手続き

### (1) 傷害見舞金請求

(例) P T A活動中のケガの場合等



#### P T A活動中に傷害事故が発生したら

- ① 直ちに各学校 P T A会長に連絡し、親子安全互助会への手続きについて相談してください。
- ② 30日以内に、「災害報告書」[様式 5]と、災害発生時の行事計画書又は案内状（学校名・P T A会長名等を記載）を、提出してください。
- ③ 親子安全互助会は、書類を委託保険会社に送付します。
- ④ 委託保険会社が、各学校 P T Aを通じて会員に必要書類を送付します。
- ⑤ 完治後、保険会社へ必要書類を送付してください。
- ⑥ 見舞金は、委託保険会社から送金します。
- ⑦ 委託保険会社から、親子安全互助会に完了報告書を送付します。
- ⑧ 親子安全互助会から、各学校 P T Aへ見舞金の支払報告書を送付します。